

令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金交付要綱

(令和5年9月21日決裁)

(目的)

第1条 県は、県内の精神障害者等の福祉の向上を図るため、精神障害者等団体の連絡調整を行う県内の団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱による。

(補助対象団体)

第2条 前条第1項の補助金の交付対象となる精神障害者等福祉団体（以下「補助事業者」という。）は、別に定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、精神障害者等の福祉を増進するための次の事業とする。

- (1) 精神障害者等の福祉向上、相互扶助を助長するための調査研究、研修等の事業
- (2) 精神障害者等の資質向上及び一般社会に対する精神障害者等福祉の啓発に係る事業
- (3) その他精神障害者等の更生援護に必要な事業

2 補助金の対象となる経費は、前号の業務に要する経費とし、当該経費に対する補助額は、別に知事が定めるものとする。

(交付申請手続)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(変更交付申請手続)

第5条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請額に変更を生じた場合は、様式第2号による変更交付申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(変更交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の変更交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(支払の方法)

第8条 補助金の支払方法については、概算払の方法により交付できるものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

様式第 1 号

令和 5 年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金交付申請書

令和 第 年 月 日 号

(宛先)
埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

令和 5 年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額
金 円

2 関係書類

- (1) 補助事業計画書 (別紙 1)
- (2) 令和 5 年度歳入歳出予算書
- (3) 令和 5 年度事業計画書
- (4) 会則又は定款

別紙 1

令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助事業計画書

事業名	実施時期	事業内容

別紙 2

令和 5 年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助事業計画（変更）書

事業名	実施時期	事業内容

様式第3号

令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金交付決定通知書

障福推第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

申請のあった令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 補助金の交付額
金 円

2 支払の方法
概算払

3 補助の条件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業を変更し、中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) (1) から (3) の条件に違反した場合、補助金の全部又は一部を取り消すことがあること。

様式第4号

令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金変更交付決定通知書

障福推第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日 付け障福推第 号交付決定した令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金については、変更交付申請に基づき、決定の内容の一部を下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 補助金の交付額

金 円

2 支払の方法

3 補助の条件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業を変更し、中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) (1) から (3) の条件に違反した場合、補助金の全部又は一部を取り消すことがあること。

様式第5号

令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金実績報告書

令和 年 月 日
第 号

(宛先)
埼玉県知事

所在地
名称
代表者

令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助事業が完了したので、補助金等の
交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告
します。

記

1 補助金の交付決定額
金 円

2 補助事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで

- 3 添付書類
- (1) 補助金精算書
 - (2) 補助事業実績報告書
 - (3) 令和5年度歳入歳出決算(見込)書
 - (4) 令和5年度事業報告書

様式第6号

令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金交付額確定通知書

障福推第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和5年度埼玉県精神保健関係団体運営費補助金については、令和 年
月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり額を確定したので通
知します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 交付決定額
金 | 円 |
| 2 | 交付確定額
金 | 円 |